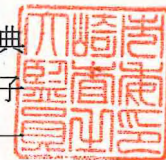


大崎市監査委員告示第17号

地方自治法第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年10月8日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



第1 監査の請求

1 請求のあった日

令和7年8月12日

2 請求人

1名

3 請求の要旨

令和7年8月12日付け大崎市職員措置請求書による請求の趣旨及び理由の概要は、次のとおり。なお、請求書記載の項目構成により表記形式を一部変更したほか、請求の理由に該当しない部分は記載を割愛した。

(1) 請求の趣旨

大崎市の納税貯蓄組合（納税組合を含む。以下同じ。）における、「納付事務補助金を交付することにより、その健全な発達を図り、市税等の容易かつ確実な納付に資する」ことを目的とする補助金が、充当禁止経費の区費（町内会・部落会等。以下、区費という。）との合算や使途不明・飲食費等の充当禁止経費・目的外使途及び残金の存在などが（以下、不適切使途という。）、数多く存在している。

これら不適切使途は、納税貯蓄組合法第10条第1項と大崎市補助金等交付規則及び大崎市納税貯蓄組合奨励規則に反し、違法且つ不当なものである。また、不適切使途行為の内、納税貯蓄組合の補助金が区費の令和7年度予算に組み込まれ、相当の確実性をもって予測・実施されようとしている。

違法且つ不当な不適切使途の原因は、財務会計上の事務に関する担当部署の職員（当該の納税担当及び監査委員事務局職員を含む。以下、担当部署の職員という。）及び市長による違法若しくは不当な管理・監査機能の不作為と瑕疵に基づく公金支出である。

その結果、納税貯蓄組合において充当禁止経費は無いがごとく（無視）、永年

にわたり当然のごとく「慣行」「既得権」として定着し、現在に至っている。

この不当な管理・監視機能の不作为と瑕疵は、現在の担当部署の職員及び市長等の責任に留まるだけでなく、合併前の旧 1 市 6 町及び大崎市誕生以降の担当部署の職員及び市長等にも及ぶ。

よって、市民と市政の信頼確立並びに健全財政に向けた思いを込め、地方自治法第 242 条第 1 項により、監査委員に公正不偏の態度を保持し、“忖度なき監査”を強く求め、市長に対し当該行為を防止若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、当該行為によって大崎市が被った損害を補填するために必要な是正措置（いずれも遡及し、返還を含む。）を講じることを請求するものである。

（２）請求の理由（請求の原因）

ア 納税貯蓄組合への補助金の交付目的について

納税貯蓄組合法第 10 条第 1 項は、次のように定めている。「国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。但し、国又は地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用をこえてはならない。」

これを受けて、大崎市は「大崎市補助金等交付規則」及び「大崎市納税貯蓄組合奨励規則」を定めている。

※ 大崎市は今般、「大崎市納税貯蓄組合奨励規則」を廃止し、何故か令和 7 年 5 月 1 日から「大崎市納税組合事務補助金交付要綱」を制定した。

この規則廃止と新たな要綱制定の理由が、本監査請求で指摘されている事項を回避・若しくは責任逃れであれば、別の問題として許せることではない。

いずれにしても、「1 年以内」の定めにより、本監査請求の対象は、規則廃止前の令和 6 年度の事業報告書なので、従前の「大崎市納税貯蓄組合奨励規則」に基づくものである。

イ 補助金の充当禁止経費について

(1) 大崎市は前項の定めに従い、大崎市納税貯蓄組合に対し、次のように「補助金充当禁止経費」を以前から示し指導してきた。（証拠資料 1）

具体的には、次の経費を補助金充当禁止としている。

① 研修費 ② 懇談会費 ③ 食糧費 ④ 慶弔費、交際費 ⑤ 役員手当 ⑥ 負担金

(2) 加えて、大崎市は念を押すかのごとく、次のように強調している。

※ 懇談会費用、食糧費（飲食代）、慶弔費・交際費・役員手当は、対象経費ではありませんのでご注意ください。

ウ 違法であり不当な不適切使途の事例について

前項の「補助金充当禁止経費」等に反するなど、違法である不適切使途の具

体例を、別紙（証拠資料 2）に示す。

なお、これらは大崎市納税貯蓄組合の全事業報告等を仔細に調査したものではなく、大崎市情報公開条例に基づく公文書開示により得た中から、古川地域を抽出した一例である（開示時間の関係で、他の 6 地区は割愛を余儀なくされた）。

※ 開示は、令和 6 年度事業報告書提出期限の 6 月 30 日を待って（納税貯蓄組合奨励規則第 9 条）、本年 7 月 2 日に請求し、7 月 16 日・22 日に行われた。

別紙（証拠資料 2）は、古川地域の 47 納税貯蓄組合の事例を示している。

以下、その具体例を示す。

(1) 補助金充当禁止経費の区費との合算は、次の納税貯蓄組合で行われている（確認分だけ）※組合名の前の数字は別紙（証拠資料 2）の「番号」

・2 川端川友会 ・13 柏崎荒町納税組合 ・14 成田下納税組合 ・15 名生新田納税組合 ・16 上宿納税組合 ・17 川原前納税組合 ・19 大西団地新和会納税組合 ・20 南小林納税組合 ・21 小林西要害納税組合 ・22 杉の下納税組合 ・25 長沢納税組合 ・26 下小路納税組合 ・27 上小路納税組合 ・31 馬放納税組合 ・32 長岡針納税組合 ・37 矢目納税組合 ・38 北引田納税組合 ・39 南引田納税組合 ・40 堤根納税貯蓄組合 ・41 中沢納税組合 ・42 新田納税組合 ・43 北谷地納税組合 以上 22 組合

(2) 繰越金が多額（他に、繰越金があったり、金額不明の納税貯蓄組合もある）

・12 耳取納税組合 1,143,523 円（年補助金の 14 倍） ・45 古川医科歯科医師納税組合 1,494,920 円（禁止の研修費も）

※これは、納税貯蓄組合法第 10 条第 1 項「補助金は、組合が使用した当該費用を超えてはならない」に違反する。

(3) 活動実態がないのに補助金を交付

納税環境が大きく変化し、口座振替・引き落とし・コンビニからの納税が可能となり、それらが定着している状況下で、次のように納税活動を行っていない納税貯蓄組合が相当数存在している。

それでも、納税貯蓄組合に補助金を交付しているのである。

① 別紙（証拠資料 2）で、次のようにそれが示されている。

- ・4 十日町納税組合 事業報告は会議だけで、支出なし。
- ・10 耳取北納税組合 事業報告は会議だけで、支出なし。
- ・11 耳取南納税組合 事業報告は会議だけで、支出なし。
- ・18 堰端納税組合 事業報告は総会だけで、支出は繰出金（部落会街灯組合）
- ・20 南小林納税組合 事業報告は総会だけで、支出は全額を部落会へ。
- ・25 長沢納税組合 事業報告は研修だけで、支出も研修費だけ。
- ・29 荒谷中上納税組合 事業報告・支出ともになし。
- ・30 朽木橋納税組合 事業報告はあるが、支出なし。

② なお、本年 5 月 20 日市議会総務常任委員会に提出された「納税貯蓄組合を

対象にしたアンケート調査結果」が示されている。(証拠資料 3)

その中に、「税の集金，納税」「活動なし」等の回答もあった」と回答した組合がある（組合数の記載はない）。

※なお、(1)で前述した区費と合算している納税組合も容易に同様と推察される。

(4) 相当の確実性を持って、令和 7 年度も実施されようとしている不適切使途

地方自治法第 242 条第 1 項は、監査請求には「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む」と定めている。

前述のように、不適切使途の内、区費との合算が当然のごとく継続され、補助金が区費の令和 7 年度予算に全額が組み込まれている納税貯蓄組合が存在する。

例・20 南小林納税組合 50,000 円 全額を部落会へ ・32 長岡針納税組合 60,800 円 全額を部落会へ ・38 北引田納税組合 37,700 円 全額を部落会へ ・39 南引田納税組合 43,000 円 全額を部落会へ ・42 新田納税組合 61,400 円 令和 6 年度決算額で、令和 7 年度の雑収入の一部として部落会へ

※ これは、事業報告書に令和 7 年度予算書を添付した「部落会」のみである。

他に、区費と合算している納税貯蓄組合も、補助金が令和 6 年度と同様に、区費の令和 7 年度予算に組み込まれているものと確信する。

理由は、長年にわたり、それが定着し、納税貯蓄組合からの繰り入れを期待している要素が高いからである。特徴的なものとして、予め「50%の負担割合」などを定めている 19 大西団地新和会納税組合の例がある。

(5) 上記の充当禁止経費等に対し、担当部署の職員の対応は「手書きメモ」

このように、補助金充当禁止経費である不適切使途は、無理矢理の「収支の帳尻合わせ決算」等の決算など、数多くの事例を確認している。

これに対し、担当部署の職員の対応は次のような「手書きメモ」である（各決算書に記載）。

◎その手書きの内容（概要）

- ①1 古城納税組合…繰越金 8 万円余に対し「計画的に支出指導」。
- ②3 中里北連合納税組合…「5 組合分まとめて提出」領収書に「会場代・人数多いので…」。
- ③5 駅南第一納税組合…「残額の取り扱い」。
- ④7 馬寄納税組合…「残金あり」。
- ⑤18 堰端納税組合…「納付事務のための支出を検討指導」。
- ⑥20 南小林納税組合…「繰越金分補填」。
- ⑦21 小林西要害納税組合…「取扱について目的外使用にならないよう指導」。
- ⑧22 杉の下納税組合…「諸経費については水利組合…。」。
- ⑨23 新田町納税組合…「繰越金よりホテン」。
- ⑩24 宮沢本町納税組合…「残額について確認」など。
- ⑪25 長沢納税組合…領収書に「部落会との混同」旨（判読困難）。

- ⑫29 荒谷中上納税組合…「支出なし。繰越金」等。
- ⑬32 長岡針納税組合…「地区と同一会計」等。
- ⑭34 馬櫛納税組合…「領収書なし」等。
- ⑮39 南引田納税組合…「納税組合分」等。
- ⑯41 中沢納税貯組合…「過年度繰越より補填」。
- ⑰45 大崎市古川医科歯科医師納税組合…流動性取引履歴明細表に「奨励金時代の残金」。
- ⑱47 川熊・中通納税組合…繰越金の取扱

※これらの指導・指摘事項を、当該職員に「書面で残しているのか」と尋ねたら、「口頭だけで、記録残していない」との回答。

- (6) 上記は、抽出した一部（一例）ではあるが、記載した具体例から、例外なく大崎市全域でかなり高い割合で、納税貯蓄組合法第 10 条第 1 項及び補助金充当禁止経費に反するなど、違法且つ不当な不適切使途が長期間に渡り、蔓延し実行されているものと推察に難くない。

大崎市自身は、補助金充当禁止経費が横行している事実を把握・認識しながら、容認してきたと思わざるを得ないほど、悪質な行為が長期間実行されている。

その根拠として、昨年 9 月の市議会における質疑で指摘を受け、監査委員自身が昨年 10・11 月に実施した定期監査において、同様の不適切使途を全地域で確認・把握している（本年 2 月 26 日提出の大崎市職員措置請求書 4 頁から 5 頁参照）。それを踏まえて「令和 6 年度定期監査の結果の講評及び弁明、見解等の聴取について」（令和 6 年 12 月 24 日大崎監第 166 号）を市長（総務部長）に発出し、不適切使途を具体的に指摘したことを挙げる。

エ 違法且つ不当な補助金充当禁止経費が長期間継続された原因

- (1) 本監査請求の肝は、違法且つ不当な補助金充当禁止経費つまり不適切使途が、公金の支出として長期間継続された原因と責任であり、その防止若しくは是正・怠る事実を改めることにある。

勿論、補助金充当禁止経費を使途した当事者たる各納税貯蓄組合の責任は重い。

それ以上に、補助金充当禁止経費を合併以前から長期間に渡り、不当な管理・監査機能を怠る不作為と瑕疵により、公金支出を承認・許可してきた担当部署の職員及び市長による公金の支出責任は非常に重い。

事業報告書の提出。…指導・指摘は形式的なもの

補助金交付等に関し、納税貯蓄組合奨励規則は次のように定めている（概要）。

- ①補助金の交付を受けようとする組合は、毎年 4 月 30 日まで申請書を申請し（第 5 条）
- ②市長は速やかに交付可否を決定し、補助金交付決定通知書を通知し（第 6 条）
- ③通知した日から起算して、30 日以内に補助金を交付するものとする（第 7 条）

④交付を受けた組合は、毎年6月30日まで、前年度の事業内容について、報告書により市長に報告しなければならない（第9条）

この一連の「申請・交付の可否決定・交付・事業報告」の手続きにおいて、担当部署の職員及び市長には、納税貯蓄組合法第10条第1項等に合致しているか否か、及び補助金充当禁止経費の有無の確認を通じ、補助金の使途が適正か否かを確認する職務が求められている。それは、職務遂行の基本中の基本である。

つまり、補助金という公金支出に関し、違法若しくは不当な監査・監督機能が十分に機能していたのか、そこに不作為と瑕疵はなかったのかが問題になる。

特に、④の「毎年6月30日まで、前年前年度の事業内容」を記した「納付事務補助金事業報告書」（以下、事業報告書という）は、各納税貯蓄組合の活動内容・支出等が判明し、補助金充当禁止経費の有無を確認出来る唯一無二の文書である。

(2) 「不当な管理・監視機能の不作為と瑕疵」

① 前述したように、毎年6月30日まで提出される事業報告書で、補助金の使途が法令等に違反せず、要件を具備し、適切であるかを検証・確認できる。

実質的に、公金支出を「決定」する立場にある担当部署の職員及び市長は、目を皿のようにして検証しなければならない。しかも、議会と市民から具体的に指摘されているだけに、より詳細且つ厳格な「審査」が求められているにも係わらず、「口頭だけで、記録はしていない」とは、呆れて物も言えない。

納税貯蓄組合に、何らかの遠慮・忖度を余儀なくされているのであろうか。そう思わざるを得ないほど異常な事態である。

これでは、指導された納税貯蓄組合は深刻に受け止めず、立場上、建前的に言っているだけで、毎回の“恒例行事”的な受け止めをするだけである。長年にわたり、当たり前に繰り返される問題だらけの事業報告書が、それを如実に物語っている。

「請求の要旨」で記した「不当な管理・監視機能の不作為と瑕疵」「怠る事実」の代表例として、この「口頭だけで、記録はしていない」ことに加え、前述の「区費との合算」「多額の繰越金」「納税活動の実態がないのに補助金を支出」「相当の確実性を持って、令和7年度も実施」の実例を挙げる。

② 述べるまでもなく、納税貯蓄組合への補助金交付は、「納付事務補助金を交付することにより、その健全な発達を図り、市税等の容易かつ確実な納付に資する」ことを目的としている（納税貯蓄組合奨励規則第1条）。

つまり、納税活動に対する「対価」「謝礼」等の意味合いによるものと理解する。

重ねて、補助金交付の根拠となる「納税活動」がなくても、補助金を交付することは、違法・不当そのものであることを強く主張する。

ちなみに、大崎市における合併後の補助金総額は約4億円で、令和6年度当初予算は9,965,000円である。

また、10名で納税貯蓄組合を設置できる現行制度で、10名全員が口座振替・引き落とし・コンビニ等から納税すれば（つまり、全く納税活動がない状態）、それでも補助金が交付されるという（担当職員に確認済み。勿論、制度の「悪用」）。

- ③ 補助金の違法・不当な公金支出等は、たまたま偶然に発生した事項でなく、長期間に渡り脈々と受け継がれてきたものと類推するに難くない。

元来、監査等を含めた検証・監査により違法・不当な公金支出が明確になれば、次の定めを根拠として、監査委員の職責として当該行為を防止・是正及び損害を補填するための措置を講ずるべきと主張する。

※大崎市納税 貯蓄組合奨励規則第8条は、次のように定めている（要約）。

・「不正若しくは誤りがあると認めたとき、補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする」

※大崎市補助金等交付規則第17条及び第18条は、次のように定めている。

・「補助金等の交付の決定の内容に違反した場合は、補助金等の交付の全部又は一部を取り消すことができる」

・「補助金等の交付の決定を取り消した場合において（中略）、期限を定めて、その返還を命ずるものとする」

※さらに、昨年10月から11月に、令和5年度及び令和6年度の行政に関する書類と諸帳簿等を監査（令和6年度第3四半期定期監査及び行政監査）の報告書で、監査委員は次の指摘をしている。

・残金が生じているものが11件とし、「大崎市納税貯蓄組合奨励規則により、これまでの残金の返還を求めておらず、結果として組合としては翌年度への繰越と処理されたもの」（三本木総合支所市民福祉課の指摘に対する弁明）。

納税貯蓄組合法第10条第1項を基本とし、これら、「返還することができる」ではなく、「返還させる・命ずるものとする」との定めに従い、当然にして違法・不当な公金支出については検証（監査）の上、時効や文書保存年数を考慮しつつも、当然の行政行為として返還を求めるべきであった。

補助金の交付決定に付した条件（補助金充当禁止）に、明確なる違反事実を把握しているにも係わらず、担当部署の職員及び市長は、この返還を命じたり・求めることを完全に怠った。

その責任は重大過ぎる。不作為と瑕疵に基づく措置として厳しく主張する。

なお、大崎市が本年1月から3月にかけて納税貯蓄組合に対し行った「納税組合の運営に関するアンケート調査」では、「補助金の返還」について次の回答があった。

◎「目的外の支出があれば返還もやむを得ない」 36組合(20%)

◎「法令に従った支出が想定できない」 22組合(18%)

※証拠資料3（5月20日開催の市議会総務常任委員会に提出した資料）

- (3) 「口頭だけで、記録はしていない」など、担当部署の職員による曖昧且つ無意

味な指摘・指導ではなく、法令に則り毅然とした指摘・指導を。(担当部署の職員及び市長による違法若しくは不当な管理・監視機能の不作为と瑕疵として)。

- ① 大崎市誕生以降の監査報告は、「法令の定めに従って作成され、かつ、係数は正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正である」旨を繰り返してきた。当然だが、その監査報告は納税貯蓄組合も対象である。

しかし、前述の項で具体的事例を挙げたように、担当部署の職員及び市長は、目を覆うほど多数の違法支出の事実を見逃してきた。実質的な容認である。

資料1で示す「補助金充当禁止経費」を理解していれば、各年度毎に提出される事業報告書を見た瞬間、それに該当することは容易に判断できる。今回の情報開示における私がそうであったように、素人でも可能である。

同時に、違法・不当な公金支出への対応策を、自然と講じられたはずである。

事業報告書に対する監視機能が形式的になり、形骸化され、怠慢を含め、それを発揮していないことを「管理・監視機能の不作为と瑕疵」として、繰り返して厳しく指摘する。

その不作为と瑕疵が、納税貯蓄組合法第10条第1項と大崎市補助金等交付規則及び大崎市納税貯蓄組合奨励規則に反する違法且つ不当使途に連動してきたと解される。その責任は重大である。

- ② 担当部署の職員及び市長は何もせず傍観してきたわけではない。

例えば、令和3年3月策定の「大崎市補助金・負担金の見直し」では、「補助金の使途の適正化」などの徹底を図り、昨年秋には定期監査の指摘を受け納税貯蓄組合連絡会議を開催し、「市税納税貯蓄組合の運営等について」を徹底した。その努力は認めるものである。

納税貯蓄組合側は、年度途中の昨年秋に説明を受け、「身体のコまで染み込んだ長年の慣行を、急には変えられない」と言うかもしれないが、区費の令和7年度予算に、補助金が従前のように組み込まれている事実からは、「補助金の使途の適正化」などの徹底は、全く無視されているのだから、そんな甘いことが許される時代ではないことを、認識・自覚して頂くしかない。

- ③ 補助金の違法・不当な公金支出等(充当禁止経費)は、たまたま偶然発生した事項でなく、長期間に渡り脈々と受け継がれてきたものと類推するに難くない。

今回の情報公開制度で開示された公文書の中に「久保前浦見納税組合規約」(資料2-35)がある。その規約には「本規約は昭和26年1月1日より施行」と記されている。

おそらく同時期に、旧古川市だけでなく、全国的に「市税等の容易かつ確実な納付に資する」ことを目的に、納税貯蓄組合が設立されたものであろう。

納税は、教育・勤労と並んで、国民の三大義務の一つである。

戦後の混乱期は、銀行・郵便局等の口座振替が一般的でなく、容易に納税が出来ない時期だっただけに、啓蒙活動を通じ納期限内に確実に納付するため、

納税貯蓄組合は必要な団体であり、義務履行に多大なる貢献を果たしたことは事実である。

しかし、今日の社会状況は、銀行・郵便局等の口座振替の普及や給与・年金及びコンビニからの納税など納税環境が変化し、設立当初とは社会情勢は大きく変化している。

他方、個別集金等で世帯収入が知られるなどの個人情報保護の観点や、同じく義務を果たしているのに、納税貯蓄組合未加入者との相違・差別感（補助金の有無）及び不公平感を生じている。

また、全国各地で納税貯蓄組合の補助金・報償金の使途が問題視され、「違法・不適切」との判決が出されるなど（1998年1月の小田原市等）、納税貯蓄組合の存在意義が問われ、廃止する自治体が増えている（大崎市も、激減している）。

それだけに、納税貯蓄組合の運営・活動は、納税貯蓄組合法と大崎市補助金等交付規則及び大崎市納税貯蓄組合奨励規則等を遵守し、貴重な税金である補助金の交付と使途は厳格でなければならないことは、論を俟たない。

- ④ 長期間に渡り脈々と受け継がれると、様々なことが「当たり前」になり、それが「慣行」として定着し、「既得権」へ変質する傾向がある。

本監査請求の対象である、納税貯蓄組合への補助金もその一つである。いくら納税貯蓄組合法等で補助金の使途を制限しても、納税貯蓄組合は、飲食や旅行（研修を含む）・各種団体への負担金（区費との合算）等をいわば黙認状態で何ら疑問を抱かずに継続している。

その背景には、毎年報告義務がある事業報告書に対する監視機能が形骸化され、「既得権」「慣行」として定着した“歴史的重み”がある。

時代が進化・変遷する中で、それを破棄・打破するのは、相当の抵抗と意識改革は必須である。それと対峙し、中心に位置するのが、納税義務の遂行及び公平性の観点を保持し、法令遵守を職責とする担当部署の職員及び市長である。

しかし現状は、旧態依然として「既得権」「慣行」という重みと厚い壁を打破することが出来ず、結果として、担当部署の職員及び市長による違法若しくは不当な管理・監視機能の不作为と瑕疵に基づく公金支出になっている。

- ⑤ 求められるのは、文書通知の発出や会議の開催で「やってる感」を出したり、「口頭だけで、記録はしていない」など、担当部署の職員による曖昧且つ無意味な指摘・指導ではなく、法令に則った毅然とした指摘・指導である。

前述したように、昨年10・11月に実施した定期監査を踏まえ、「令和6年度定期監査の結果の講評及び弁明、見解等の聴取について」（令和6年12月24日大崎監第166号）を市長（総務部長）に発出したが、この機能が適切に作用していれば、違法・不当な使途（補助金充当禁止経費）は、かなり以前に消滅したことは必定である。

大崎市自身が定めた規則・要綱等を、大崎市自身が「無視」し「形骸化」さ

せたとも言える。これでは、規則・要綱等は有名無実であり、本末転倒である。

- ⑥ したがって、今日の事態が長期間放置・継続されてきた原因は、勿論、市政執行の最高責任者であり、補助金の交付可否を決定する市長にある。

それと、窓口となり一切の事務をつかさどり、実質的に補助金交付決定に大きな職務を担う、担当部署の職員による違法若しくは不当な管理・監視機能の不作为と瑕疵にある。

以上の観点から、原因について、改めて次の事項を指摘する。

- ※ 事業報告書（収支決算を含む）に記された違法・不適切使途（補助金充当禁止経費）を把握・監視せず、適切な指導と監査を怠り（不作为）、不適切使途を放置し、それを継続させてきた担当部署の職員及び市政執行の最高責任者である市長の責任。

よって、市民と市政の信頼確立並びに健全財政に向けた思いを込め、地方自治法第 242 条第 1 項により、監査委員に公正不偏の態度を保持し、“忖度なき監査”を強く求め、市長に対し当該行為を防止若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、当該行為によって大崎市が被った損害を補填するために必要な是正措置（いずれも遡及し、返還を含む）を講じることを請求するものである。

請求書に添付された事実を証する書面

資料① 令和 6 年度納税貯蓄組合連絡会議納税貯蓄組合の運営等について資料 1 写し 3 枚 1 通

資料② 【別紙】各納税貯蓄組合の充当禁止経費及び疑念経費等の一覧表 132 枚 1 通

資料③ 総務常任委員会資料（平成 7 年 5 月 20 日総務部提出） 写し 3 枚 1 通

- ※ 事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 請求の受理

本件請求の受理について、令和 7 年 8 月 18 日に審査に付し、令和 7 年 8 月 12 日付けで本件請求を受理することを監査委員の合議により決定した。

5 証拠の提出及び陳述

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 7 項の規定により令和 7 年 8 月 27 日に請求人に対し、陳述の機会を与えた。

この陳述において、請求人から措置請求書及び証拠資料の説明があり、大崎市の納税貯蓄組合（納税組合を含む。）に交付された納付事務補助金の実績報告書にお

いて、町内会や部落会等の区費との合算、使途不明、飲食費等の充当禁止経費、目的外使途及び残金（以下、「不適切使途」という。）が数多く存在している。

これら不適切使途は、納税貯蓄組合法第 10 条第 1 項と大崎市補助金等交付規則及び大崎市納税貯蓄組合奨励規則に反し、違法且つ不当なものである。また、令和 6 年度に交付された納付事務補助金が大崎市町内会や部落会等の区費の令和 7 年度予算に組み込まれることが、相当の確実性をもって予測され、実施されようとしている。

この違法且つ不当な不適切使途の発生の原因は、財務会計上の事務に関する担当部署の職員（総務部納税課収納担当及び監査委員事務局職員を含む。）及び市長による違法若しくは不当な管理及び監査機能の不作为と瑕疵に基づく公金支出である。

よって、市長に対し当該行為を防止若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、当該行為によって大崎市が被った損害を補填するために必要な是正措置（いずれも遡及し、返還を含む。）を講じることを請求する、という趣旨の発言があった。

また、陳述当日に事実を証する書面及び住民監査請求（納税貯蓄組合）に係る陳述書が追加提出され、これを受理し所用の対応を行うこととした。

なお、追加された事実を証する書面は次のとおりである。

資料④ 令和 4 年度納税貯蓄組合連絡会議納税貯蓄組合の運営等について
写し 2 枚 1 通

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求の趣旨等について要件審査基準に照らし合わせ、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 納付事務補助金の実績報告書に見られる不適切使途は、納税貯蓄組合法、大崎市補助金等交付規則及び大崎市納税貯蓄組合奨励規則の規定に違反しているか。
- (2) 不適切使途の原因は、担当部署の職員及び市長による管理及び監査機能の不作为と瑕疵に基づく公金の支出であるか。
- (3) 令和 6 年度に交付された納付事務補助金の実績報告書に見られる不適切使途が、町内会や部落会の区費の令和 7 年度予算に組み込まれ執行されることが、相当の確実性をもって予測されるか。

2 監査対象部局

大崎市総務部納税課

3 監査対象部局の事情聴取及び監査実施

本件請求について、監査対象部局から住民監査請求に対する見解が提出され、令和 7 年 9 月 12 日に関係職員の事情聴取及び監査を行った。監査委員から質問及

び関連事項の確認を行い、追加資料を要望した事項については、以降随時監査を実施した。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

(1) 認定した事実の概要

請求書に添付された事実を証する書面資料②【別紙】各納税貯蓄組合の充当禁止経費及び疑念経費等の一覧表に記載された納税貯蓄組合が大崎市納税貯蓄組合奨励規則（以下「奨励規則」という。）第9条の規定により市長に提出した令和6年度に交付された納付事務補助金に係る納税貯蓄組合事業報告書の内容を確認した。

(2) 監査委員の判断

請求人が主張する不適切使用は、奨励規則に基づき納付事務補助金の交付を受けた納税貯蓄組合と納税貯蓄組合法（以下「組合法」という。）第2条第1項に規定する納税貯蓄組合が同一のものであり、組合法では補助金の使用について、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費と定めていること、国又は地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならないこと（同法第10条第1項）、組合の役員又は組合員の報酬に充てることを禁じていること（同条第2項）、に納付事務補助金の実績報告書に見られる使用が違反していることを根拠としていると推測する。

組合法第2条第1項に規定する納税貯蓄組合の税務署長及び地方公共団体の長への届け出について納税課に聴取したところ、古川税務署への照会において当該関係書類の保存は確認できなかったとの回答を得ており、保存年限の経過により本市にも関係文書が保存されていないことから、現時点においては、組合法第2条第1項に規定される納税貯蓄組合の市内における設立状況を証明することができないとのことであった。

また、本監査請求書に添付された事実を証する書面からも、奨励規則に基づき納付事務補助金の交付を受けた組合が、組合法第2条第1項に規定する納税貯蓄組合と同一のものであることについて確認することができなかった。

これらのことから、奨励規則に基づき納付事務補助金の交付を受けた組合と

組合法第2条第1項に規定する納税貯蓄組合が同一のものと確証を得ることができず、よって、奨励規則に基づき交付された納付事務補助金の実績報告で確認される請求人が主張する不適切使途は、組合法の規定に違反すると解することはできない。

大崎市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）と奨励規則の関係については、交付規則第1条では「この規則は、法令、条例又は他の規則に定めのあるもの」のほか基本的事項を定めると規定されており、奨励規則が「他の規則に定めのあるもの」に該当することから、同格の規則であり、交付規則と奨励規則に適用関係は認められないと解する。

納付事務補助金の返還については、補助金の交付を受けた組合の補助金の交付申請に不正若しくは誤りがあると認めるとき又はその組合が補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる（奨励規則第8条）とされている。しかし、同規則には補助金の使途について規定されていない。

3 結論

奨励規則に基づき交付された納付事務補助金の実績報告で確認される請求人が主張する不適切使途は、組合法及び奨励規則の規定に違反すると解することはできない。また、不適切使途の原因は、担当部署の職員及び市長による管理及び監査機能の不作為と瑕疵に基づく公金の支出であり、町内会又は部落会の区費の令和7年度予算に組み込まれ執行されることが、相当の確実性をもって予測されるとの請求人の主張は、認容することができない。

よって、本請求には理由がないと認められることから、本請求はこれを棄却する。